

幌延町下水道事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業
個別排水処理事業

平成29年3月

幌延町建設管理課

目 次

1. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
①施設.....	1
②普及状況.....	2
③使用料.....	2
④組織.....	2
(2) 民間活力の活用等.....	3
①民間活力の状況.....	3
②資産活用の状況.....	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	3
2. 経営の基本方針.....	4
(1) 安心して暮らせる町民生活の確保.....	4
(2) 計画的な事業執行.....	4
(3) 業務の効率化.....	4
(4) 会計の健全運営.....	4
3. 投資・財政計画.....	5
(1) 投資・財政計画.....	5
(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明.....	5
①投資についての説明.....	5
②財源についての説明.....	5
③投資以外の経費についての説明.....	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要.....	6
①今後の投資についての考え方・検討状況.....	6
②今後の財源についての考え方・検討状況.....	6
③投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	6
(4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	6
資料 経営比較分析表.....	別紙 1 - 1・2
投資・財政計画.....	別紙 2 - 1・2

幌延町下水道事業経営戦略

団 体 名：北海道天塩郡幌延町

事 業 名：幌延町下水道事業

策 定 日：平成 2 9 年 3 月 1 日

計画期間：平成 2 8 年度～平成 3 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

本町における下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理事業により、居住環境の改善、台所・風呂から発生する雑排水の排除による周辺環境の改善を図り、浸水防除のための根幹的な施設として、町民の暮らしに欠くことのできないものであるとともに、河川・湖沼・海域等の水質保全のためにも重要な施設であります。

特定環境保全公共下水道事業は、平成 12 年度から供用を開始し、幌延処理区の汚水処理を行っています。個別排水処理事業は、平成 14 年度より継続して実施しています。

事業会計は、2 事業を一括して下水道事業特別会計として運営しています。

公営企業会計の適用については、人口 3 万人以上の自治体であることや、導入には多くの経費や労力を要すること、また、本町のような小規模自治体には利点が少ないことなどから公営企業会計の適用はしていません。

	特定環境保全公共下水道事業	個別排水処理事業
供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 1 2 年度 (1 6 年)	平成 1 4 年度 (1 4 年)
法適(全部適用・一部摘要) 非 適 の 区 分	非適用	
処 理 区 域 内 人 口 密 度	1 6 . 3 8 人 / h a	6 . 7 6 人 / h a
流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無	無
処 理 区 数	1	2
処 理 場 数	1	1 2 6
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況	無	無

② 普及状況

中心市街地を処理区域とした特定環境保全公共下水道事業は、新築住宅の建設や生活環境の近代化により 71.2%と高い普及率となっています。また、処理区域外を対象とした個別排水処理事業は、14.1%の普及率となっています。汲取り方式や単独浄化槽からの移行については、供用開始年度当初と比べると落ち着いた状況にあります。

③ 使用料

本町の下水道使用料は、2事業とも統一した料金体系となっており、料金設定については、平成12年度の特設環境保全公共下水道事業の供用開始時に、簡易水道使用料の約8割を基準として設定しました。以降、平成26年度の料金改定時においても、同様の方針で設定しています。

現在の料金体系による使用料単価（下水道使用料を有収水量で除した額）は、全国平均と比較すると高い水準にありますが、事業会計の運営は厳しい状況にあることから、増額改定は避けられない状況にあります。料金改定にあたっては、簡易水道料金の8割程度に設定してきた経緯があることを考慮し、水道料金との連動や均衡性にも考量した料金設定を行わなければならないと考えるとともに、大幅な利用者の負担増とならないよう検討します。

用途	基本料金 1 カ月につき		超過料金
	基本水量	料金	1 m ³ 増すことに
一般の汚水	6 m ³	1,110 円	180 円
臨時用の汚水	10 m ³	3,700 円	370 円

参考（1）一般の汚水 20 m³使用時の使用料

$$(\text{基本 } 1,110 \text{ 円} + \text{超過 } 180 \text{ 円} \times 14 \text{ m}^3) = 3,630 \text{ 円}$$

（2）使用料単価及び類型平均・全国平均との比較（H26 特環・法非適用）

$$\text{幌延町 } 190.1 \text{ 円/m}^3 \cdot \text{類型平均 } 162.4 \text{ 円/m}^3 \cdot \text{全国平均 } 161.4 \text{ 円/m}^3$$

④ 組織

特定環境保全公共下水道事業を供用開始した平成12年度は、建設課に下水道係を置き、課長以下7人の職員で上下水道業務にあたっていました。その後、水道施設維持管理の一部外注や町内の下水道処理施設の整備が一定程度進んだことなどから、平成18年度の機構改革時に水道係と下水道係を組織統合しました。

現在は、建設管理課管理グループ内において、4人の上下水道担当職員を配置し、技術職2名と事務職2名で構成されていますが、経験年数が少ないことから、専門技術の早期向上が求められています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

特定環境保全公共下水道事業を供用開始した平成12年度より、下水道処理施設の維持管理業務を民間事業者へ委託しています。また、個別排水処理事業についても、合併浄化槽の点検、管理の業務を民間委託しています。

その他、上下水道料金の算定の根拠となる水道メーター検針業務も民間委託するなど、事務の効率化を図っています。

② 資産活用の状況

各施設で発生した汚泥については、搬出先の西天北5町衛生施設組合で堆肥化し、家庭菜園用は無料、農家については有料で農地還元しています。

また、西天北5町衛生施設組合では、生ごみをし尿処理工程から発生する汚泥と併せてメタン発酵させたバイオガスは、施設の熱エネルギーとして回収し、施設のボイラーや焼却設備などに有効利用しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省の通知により策定しました、別紙1の「経営比較分析表」をご参照ください。これは、平成27年度の決算額を基に、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的に、平成28年度に策定したものです。

2. 経営の基本方針

(1) 安心して暮らせる町民生活の確保

施設の管理運営を徹底し、各家庭などから排出された汚泥を適切に処理することで、健康で快適な生活環境の実現と公衆衛生の向上、公共用水域水質保全を図ります。

(2) 計画的な事業執行

下水道処理施設については、供用開始より16年を経過しており、設備等の耐用年数を過ぎているものもあることから、本町においては、平成27年度に長寿命化計画を策定し、平成28年度より、設備等の更新計画を進めています。今後はこれら更新等に係る経費が増加することや、施設の建設や整備に係る企業債（借金）並びに長寿命化計画に係る新規の企業債発行により、公債費の額も多くなることから、厳しい経営を強いられると考えます。

今後は、適正な事業計画と財政計画を策定し、経営の健全化を図れるよう努力いたします。

(3) 業務の効率化

これまでに行ってきた業務の民間委託を継続するとともに、他の業務についても民間活用の可能性を模索し、より効率的な業務執行を検討します。

(4) 会計の健全運営

唯一の財源収入である使用料収入を確実に収納するため、徴収業務を強化し、収納率100パーセントを目指します。また、下水道処理施設の改修や個別排水処理施設の新設など、建設改良に係る資金調達にあたっては、本町にとって有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画

別紙2の「投資・財政計画」をご参照ください。各項目の説明は、事項に記しています。

(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明

① 投資についての説明

特定環境保全公共下水道事業の整備は完了していることから、新たな施設の建設予定はありませんが、平成27年度策定の長寿命化計画により、今後は大規模な更新工事が必要になります。できるだけ事業費を圧縮し事業費の抑制を図ります。

また、個別排水処理事業については、平成28年度より、当初設置された設備の更新を進めており、今後も引き続き、浄化槽の点検、管理の業務を民間委託としていきます。その他、新築住宅等の建設に対応するため、特定環境保全公共下水道事業における公共柵の設置と、個別排水処理事業における合併浄化槽の設置について、それぞれ一定数量を見込み、その費用を各年度に計上していきます。

② 財源についての説明

本事業会計の平成27年度歳入決算を見ますと、料金収入は24.6パーセントしかないため、企業債を除く財源を一般会計からの繰入金に求められますが、その割合は56.3パーセントとなっており、自主財源不足の慢性化は大きな課題となっています。

普及率は、平成27年度末時点で71.2パーセントとなっており、未だ処理区域内において未接続となっている世帯については、水洗化の利便性や効果に理解はしながらも、老朽家屋に居住し、設備投資をする金銭的な余裕がない高齢世帯が多いため、今後、接続する可能性は低い状況であることや住民の節水意識の向上、更には人口減少も相まって、現状のままでは料金収入の増額は期待できないことから、下水道使用料の増額改正は免れません。

歳入予算を料金収入のみに求めた場合、現行の料金設定の約4倍近くの増額改正が必要になりますが、大幅な負担場を住民に強いられることはできないことから、計画的に料金改正を行う必要がありますが、簡易水道使用料の8割程度と設定してきた過去の経緯もありますので、上下水道全体においての料金改定を計画していきます。

投資に係る費用の財源については、長寿命化計画に基づき平成28～32年度に行われる、特定環境保全公共下水道事業の更新工事では、社会資本整備総合交付金や企業債を活用し、適切な財源確保に努めます。また、個別排水処理事業では、該当する補助事業はありませんが、こちらも企業債を活用し、合併処理浄化槽の新規設置を継続していきます。

企業債の発行にあっては、後年の元利償還時に交付税措置され、かつ利率の低い過疎対策事業債を活用し、財政負担の軽減を図ります。

③ 投資以外の経費についての説明

各事業の施設維持経費及び修繕に関しては、平成 28 年度予算と同額を、平成 37 年度まで計上しています。職員給与費については、現在、本会計を支出している職員 1 名を基に、定期昇給分を予測して計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

特定環境保全公共下水道事業については、長寿命化計画に基づく設備等の更新を進めていきますが、年度によっては一般会計からの繰入金が増大となることも予想されることから、一般会計に対する負担をかけないように事業費の均一化を図り、財政部局と協議しながら進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金使用料については、簡易水道使用料の 8 割程度と設定してきた過去の経緯もありますが、上下水道全体においての料金改定を近い将来行い、適正な使用料収入を目指します。

また、特定環境保全公共下水道事業における長寿命化計画に基づく設備等の更新については、社会資本整備総合交付金や交付税措置の有利な企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

公営企業会計は独立採算性が原則ですが、本町のような広域かつ小人口の自治体が行うことは事実上困難です。しかし、料金収入の増加と建設改良費などの投資経費の抑制により、一般会計繰入金を縮減を図り、より健全な経営を行うよう努力します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

各事業の施設維持管理については、民間事業者へ委託し、必要最低限の項目のみを委託するなど、既に経費の抑制を図ってきており、これ以上の削減は困難な状況にあります。また、修繕料については、施設等の安定稼働には必要な経費であり、安易に削減することはできません。しかし、今後も物価の状況が予測されることから、常に費用抑制を意識しつつ、現状の水準を維持できるよう努めます。

職員数については、すでに削減を行っていることから、これ以上の職員給与費の削減は困難です。

(4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この経営戦略は、各年度末に進捗管理を行い、5 年毎に見直しを行います。その結果を時期戦略に反映させ、PDCA サイクルを継続的に運用していきます。